

平成27年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成27年8月20日(木) 9時～9時35分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長
出納室副室長代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 9月定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告 (企画部) (総務部) (経済部) (建設部)

3 連絡事項

なし

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、市議会定例会が8月31日に開会予定である。会派説明については、8月17日から19日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、9月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

まず、一般会計について、今回の補正予算は、私立保育所施設整備事業の公共事業をはじめ、道路整備事業等の単独事業のほか、個人番号カード交付事業費等の施策費、港湾施設災害復旧費等の災害復旧費及び経常経費について予算措置するものである。補正予算の規模は、2億8,870万3千円の追加で、補正後の予算総額は、490億6,541万6千円となっている。これを前年度同期と比較すると、18億290万5千円、3.8%の増となっている。特別会計については、介護保険事業特別会計の補正となっている。

それでは、一般会計補正予算の主な事業について説明する。まず、公共事業では、「私立保育所施設整備事業」については、県の「安心こども基金」事業への採択の内示があったことにより、老朽化した市内私立保育所の施設整備等を図るため、ルンビニ乳幼児保育園及びめぐみ保育園の改修工事にかかる補助金として、1,430万3千円を追加するものである。単独事業では、「一般下水路整備事業」、「農道維持管理事業」、「道路整備事業」については、市民生活に密着した道路・水路等の整備事業費を追加するもので、これら3事業で、合計1億780万円の追加になる。「防災拠点施設建設事業」については、新たな防災拠点施設に整備する高機能消防指令センターをはじめとする消防・防災システムを構築するための設計委託料等として、2,329万7千円を追加するものである。施策費では、「選挙等システム整備費」については、選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律が可決、成立し、平成28年6月19日に施行されること等に伴い、本市において運用している選挙に係るシステムの整備・改修のための委託料として、1,000万円を追加するものである。

「個人番号カード交付事業費」については、平成27年10月からの個人番号（マイナンバー）制度実施に伴い、日本国内全住民に個人番号が付番されることから、「通知カード」による個人番号の送付及び個人番号カード交付を実施するための郵送代、機器借上料等として437万2千円を追加するものである。「(施)老人クラブ育成費」については、県の「新ふるさとづくり総合支援事業費補助金」の内示が見込まれることから、高齢者の生きがいや仲間づくりのため、「生きいきシニア合唱団」活動の補助金として50万円を追加するものである。「私立保育所一時預かり事業費」については、国・県から「子ども・子育て支援交付金」の内示が

見込まれることから、地域型保育事業等において一時預かり事業（余裕活用型）を実施する私立保育所5園への補助金として、171万円を追加するものである。「広域観光推進費」については、観光ルート「別子・翠波はな街道」のPRや地域活性化の推進を図るため、四国中央市と共同にてサイクリング大会「別子・翠波はな街道サイクリング2015」を開催するための報償費、食糧費等として、103万2千円を追加するものである。経常経費では、「体育施設管理運営費」の施設修繕料等により、399万9千円の追加となっている。災害復旧事業では、平成27年7月の台風11号等により被災した公共土木施設等の復旧を行うもので、港湾施設災害復旧費など、合計1億2,139万4千円を追加するものである。これらを賄う財源は、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、市債で措置している。特別会計では、介護保険事業特別会計については、平成26年度決算に伴う繰越金、2億4,950万1千円を、平成26年度事業の精算に伴う基金積立金及び償還金に充当し、補正後の予算総額を133億5,134万2千円とする。

次に会派説明の結果について報告する。港湾施設災害復旧費について、「現年災害と過年災害を同時に計上しているが、過年災害の計上が9月になった理由は。」道路・農道・下水の単独事業について、「まちづくり校区懇談会でも、道路の補修と街路樹の剪定の話が一番よく出るが、これだけ出るということは、現状がどのようになっているのか、チェックする必要があるのではないか。」、「当初予算計上分は、上半期で80%ぐらい完了している必要があるのではないか。」、「一般下水路整備事業や農道維持管理事業は当初に比べて補正額が多いが、主な目的は何か。」老人クラブ育成費について、「高齢者が増える一方、老人クラブを解散しているところがある。予算を付けるのは良いが、その対策を講ずるべきでは。」個人番号カード交付事業費について、「カードについては申請主義ということだが、申請すればどんなメリットがあって、申請しなければ、どんなデメリットがあるのか、丁寧に説明する必要があると思うが、どのように周知を進めるのか。」選挙システム整備費について、「選挙年齢を18歳に引き下げるためだけで、これだけの費用がかかるのか。」、「プログラムの改修内容はどのようなものか。」といった質問があった。

<p>水道局長</p>	<p>水道局からは、報告第24号ほか3件について説明する。</p> <p>報告24号について、「水道事業会計」において、継続費を設定して事業を進めていた「配水池（新山根・船木）整備事業」について、事業が完了したことから、継続費の精算報告をするものである。</p> <p>次に認定第1号について、「平成26年度新居浜市水道事業会計決算及び平成26年度新居浜市工業用水道事業会計決算」について、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するもので、概要については第4回庁議で報告しているので説明は省略する。</p> <p>次に、議案69号について、平成26年度新居浜市水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の処分については、当年度未処分利益剰余金のうちその他未処分利益剰余金変動額を資本金に組入れるもので、内容としては、地方公営企業会計の見直しに伴って、平成26年度予算から新たに実施された地方公営企業会計の基準の適用により、これまで資本剰余金として取り扱われていた、国庫補助金や工事負担金などの勘定科目が新たに繰延収益という勘定科目に振り替えられ、順次収益化されることとなったため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、その会計基準の見直しにより生じた利益の処分を行うため、議会の議決を求めるものである。平成26年度以降の収益化については、損益計算書の営業外収益、長期前受金戻入となるが、平成25年度以前の収益化累計分については、「その他未処分利益剰余金変動額」として一気に収益化を行う。新居浜市の場合については、「その他未処分利益剰余金変動額」が23億6千4百34万4千602円と巨額であり、当年度未処分利益剰余金が多額なものとなっている。この「その他未処分利益剰余金変動額」については、新たな補てん財源とはならないため、議会の議決を経て資本金に組入れ、水道事業経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>次に、議案70号について、平成26年度新居浜市工業用水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の処分については、水道事業会計と同様に、当年度未処分利益剰余金のうちその他未処分利益剰余金変動額を資本金に組入れるもので、水道事業会計と違って平成26年度以前の工事負担金など資本剰余金が少なかったため、その他未処分利益変動額は少額であるが、7百85万7千446円を水道事業会計と等しく、新たな補てん財源とはならないため、議会の議決を経て資本金に組入れるものである。</p>
-------------	---

総務部長

総務部からは、条例議案 3 件、追加提出予定の人事議案 3 件について説明する。

まず、議案第 7 1 号、「新居浜市職員の再任用に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、今回の改正は、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、共済年金が厚生年金に統合されることから、「地方公務員等共済組合法」において「特定警察職員等」及び「障害等級」の定義を定めていた条項が削除され、同様の内容を定める「厚生年金保険法」からこれらの用語の定義を引用するにあたり、所要の条文整備を行おうとするものである。なお、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行日が平成 2 7 年 1 0 月 1 日とされていることから、この条例は、同日から施行したいと考えている。

次に、議案第 7 2 号、「新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の制定について、平成 2 5 年 5 月 3 1 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報の適正な取扱いを確保し、その利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものである。番号法に基づき、個人番号の付番・通知等が平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、個人番号の利用等が平成 2 8 年 1 月 1 日から、情報提供ネットワークシステムによる連携等が番号法の公布の日から 4 年を超えない日から開始されることとなっており、それぞれの施行内容に合わせた条例改正であることから、3 条建ての改正となっている。改正の主な内容について、第 1 条、新居浜市個人情報保護条例の一部改正について、第 2 条、「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」の用語の定義を追加、第 9 条の 2 として、「特定個人情報」の提供の制限についての規定を追加し、第 1 3 条及び第 1 4 条については、「保有特定個人情報」の開示請求等について規定しようとするものである。第 3 4 条については、番号法に違反する不正な取扱いが行われた場合にも利用停止請求ができるよう改めようとするものである。なお、これらの改正は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行したいと考えている。次に、第 2 条、新居浜市個人情報保護条例の一部改正について、第 9 条の 2 として、「保有特定個人情報」の目的外利用の制限等に

ついでの規定を追加し、第48条について、「保有特定個人情報」における他の法令等との調整等について、規定しようとするものである。なお、これらの改正は、平成28年1月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第74号、「新居浜市債権管理条例」の制定について、市の債権の管理について一層の適正化、また、市民負担の公平性及び財政の健全化を図るため、債権の管理に関する事務について必要な事項を定めようとするものである。条例の内容としては、第1条では、条例の目的、第2条では、用語の定義、第3条では、強制徴収公債権の徴収事務に従事する徴収職員の任命、第4条では、他の法令との関係、第5条では、債権管理における市長の責務、第6条では、債権管理台帳の整備、第7条では、債権の管理計画の策定について、それぞれ規定している。第8条から第11条までについては、納期までに納付が無かったものに対する督促手続き、またこの手続きによる手数料や延滞金、遅延損害金の請求について定めるとともに、その減免について、それぞれ定めている。第12条については、強制徴収公債権の滞納処分及び徴収猶予等に関して、地方税法や国税徴収法等の法令の規定に基づき行うことを定めている。第13条から第15条については、非強制徴収公債権及び私債権において、納期までに履行されない者に対する強制執行手続き、及び債権の保全が必要となった場合の手続きについて、それぞれ定めている。第16条から第18条については、非強制徴収公債権及び私債権において、生活困窮等の事情がある場合には徴収の猶予を行うこと、また債権の免除を行うことを、それぞれ定めている。第19条については、私債権で消滅時効にかかる期間が満了している場合や、債務者が破産した場合などの条件に該当する場合には、債権を放棄することができること、また債権を放棄した場合にはこれを議会へ報告すること、第20条では、委任規定として、債権管理簿に記載すべき事項を含め、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとしている。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加予定の人事議案について、まず、「新居浜港務局委員会の委員の任命」については、新居浜港務局委員会の委員 村 政幸氏及び今井 基博氏の任期満了に伴い、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

<p>市民部長</p>	<p>次に、「人権擁護委員の候補者の推薦」については、人権擁護委員 松原 隆子氏、山本 規子氏、新田 さかえ氏及び 藤田 幾代氏の任期満了に伴い、新たに委員の候補者を推薦するについて議会の意見を求めるものである。</p> <p>次に、「新居浜港務局委員会の委員の任命」については、新居浜港務局委員会の委員 山本 健十郎氏の任期満了に伴い、新たに委員を任命するについて議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。「新居浜市債権管理事務」について、主に、9月議会に上程する債権管理条例について説明した。その結果、「条例の最後に議会報告を義務付けているが、一定金額以上については議会承認を求める、というようなことは考えていないのか。」「他市で、条例を制定したり事務を集中することによって、徴収率が上がったとかのデータはあるか。」「債権管理対策室の職員数はどうするのか。現状維持か、集中的にするのか。」といった質問があった。また、債権放棄を予定している債権について説明したが、「水道料金」、「国保課の診療報酬返還金」については、その内容について、質問があった。</p> <p>市民部からは、議案第73号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。</p> <p>本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）等の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、第1条において、新居浜市手数料条例 別表第1に「通知カードの再交付」を追加し、第2条において、同表に「個人番号カードの再交付」を追加するとともに、「住民基本台帳カードの交付」を削除するものである。また、今回追加する手数料の額については、総務省がそれぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮した上で、通知カードは500円、個人番号カードは800円が相当経費であると示しており、県内各市においても、同額を徴収することとしていることから、本市も同額を徴収することとしている。なお、改正条例中、第1条の規定については平成27年10月5日から、第2条の規定については平成28年1月1日から施行したいと考えている。</p>
-------------	--

<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、条例議案 2 件について説明する。</p> <p>まず、議案第 7 5 号、「新居浜市観光交流施設設置及び管理条例」の制定について、この条例は、新居浜市観光交流施設の適正な管理と運営を図るため、必要な事項を定めようとするものである。条例の内容としては、第 1 条では、設置目的、第 2 条では名称及び位置、第 3 条及び第 4 条では施設及び施設で実施する事業内容、第 5 条から第 1 0 条では、施設の利用に関する事項として、使用許可の手続き、子供用遊戯施設の使用、使用許可の制限、入館の制限、使用許可の取り消しを行う事項、転貸等の禁止について定めている。第 1 1 条から第 1 3 条については、施設の使用料の額を別表で定めるとともに、その減免及び還付について定めている。第 1 4 条及び第 1 5 条では、使用を終了したとき等の原状回復義務と施設等を毀損したとき等の損害賠償義務について定めている。第 1 6 条から第 1 8 条については、観光交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項について定めている。第 1 9 条から第 2 1 条については、施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができること及びその利用料金の減免及び還付ができること、第 2 2 条では、委任規定として、開館時間を含め、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとしている。また、附則第 2 項において、使用の許可、その他の準備行為は、条例の施行前においても行うことができることを規定している。なお、この条例は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第 7 6 号、「新居浜市東平記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定について、産業遺跡の保存継承、観光の振興及び地域文化の高揚を図ることを目的として、平成 6 年 6 月に新居浜市東平記念館を設置し、株式会社マイントピア別子に管理運営の委託を行ってきているが、今回、この東平記念館に指定管理者制度を導入して、より一層効率的な施設管理を行っていかうとするものである。主な改正の内容だが、第 1 0 条については、指定管理者制度を導入するため、指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定である。第 1 1 条については、指定管理者が行う業務を東平記念館が行う事業、東平記念館への入館や東平マイン工房の使用の許可、施設及び設備の維持管理などを定めるものである。第 1 2 条については、指定管理者が行う管理の</p>
-------------	---

基準について規定するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、会派説明の結果を報告する。経済部からは、「マイントピア別子新施設の概要」について説明を行った。その結果、「4月から指定管理制度を導入するということだが、制度を導入すると市の支出はどうなるのか。」「共有部分だけの支出になるということか。」「今回改修するのは4階部分で、3階以下は現状のままである。道の駅にも指定されているが、トイレ等の施設が古くなっている。今後どうしようと考えているのか。」「東平も一緒に考えて欲しい。計画的にする考えはあるのか。」「今までは温浴施設の宣伝ができていなかった。今後は宣伝しなければいけない。何か考えているのか。」「回数券について、今回は会員制を導入しないみたいだが、現在の10枚でなく、30枚くらいの回数券を作れば、会員だった方々に理解してもらいやすいのではないか。」「研修室等の利用について、ロマネスクも指定管理になり、利用料金を取ることになると思うが、使い方の想定はどうなっているのか。」「温浴施設の使用料金について、他の施設と比べてどうか。」「新施設で会員制度は導入する予定はないのか。」「人件費について、今までの施設と比べてどうなるのか。」「利用料金のすべてが、指定管理者の収入になるのか。」「予定どおりにいかない場合は、市の追い足しはしないのか。」「3年過ぎたらどうするのか。」「20万人の見込みだが、入場者は年々減ってくる、赤字を出したら市がみるのか。」「回数券で入浴料が、高齢者や障害者で300円はおかしいと思う。公衆浴場は400円である。300円で市内の公衆浴場に影響がなければよいが、民業圧迫ではないか。」といった質問があった。

建設部長

議案第77号、「新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。西原駐車場については、昭和55年4月に、昭和通り商店街の振興対策として開設し、中須賀駐車場については、中央雨水ポンプ場建設工事による西原駐車場の休止に伴い、西原駐車場の代替駐車場として平成9年に開設している。しかしながら、社会情勢の変化等から、現在では、主に近隣企業への通勤用駐車場として利用されており、公営駐車場として継続する必要性は乏しいことから、平成28年3月31日をもって西原駐車場及び中須賀駐車場を廃止するため、条例の一部を改正しよ

市長	<p>うとするものである。当該駐車場の廃止後については、施設の有効活用を図るため駐車場用途として、民間事業者に貸し付ける予定としている。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。「新居浜市都市計画マスタープラン」については、本市の都市計画に関する基本的な方針であり、平成13年6月に策定、平成19年2月に改訂したが、その後発生した東日本大震災を踏まえた「災害に強いまちづくり」の推進や、内陸部・臨海部の工業用地の確保、コンパクトなまちづくりなどの観点から、平成26年度、27年度の2カ年で見直しを行っており、見直し案がまとまったことから会派説明を行った。主な意見として全体構想では、「平成32年度の目標人口について、12万人となっているが、長期総合計画との整合性はどうか。」、土地利用方針では、「工業拠点の整備や新たな工業用地の確保検討とあるが、具体的にはどこか。」、「立地適正化計画の取組みはどう考えているのか。」、市街地整備方針では、「駅南地区の取り組み状況とあるが、具体的にはどういうことか。」、交通関連施設では、「都市計画道路の見直しについてはどうなっているのか。」、「災害時の避難道路は盛り込んでいるのか。」、そのほか、「線引き廃止をどう評価しているのか。」、「愛媛県立新居浜高等技術専門学校と新居浜市ものづくり産業振興センターの連携推進とあるが、具体的にはどう考えているのか。」、「近代化産業遺産を世界遺産に持っていくという方向性はあるのか。」、「実現化する計画を策定してもらいたい。」等の意見があった。今後の予定としては、9月10日から10月9日までパブリックコメントを実施し、第五次新居浜市長期総合計画の見直し等との整合を図りながら今年度中に改訂を行う。</p> <p>質問等はないか。他に連絡事項等なければ、これで第6回庁議を終わる。</p>
----	--